

告 示

埼玉県告示第二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 屋外広告物について

集客促進等のための貼り紙、貼り札、立看板等の屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、屋外広告物法第7条第4項に規定する容易に取り外し、又は移動させることができるものの表示又は設置をしないでください。

(2) 照明目的以外に漏れ出す光について

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起ささないよう配慮してください。また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(3) 交通安全対策等について

通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中においては工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないように必要に応じて交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。また、経路図以外への車両の進入を抑制する対策（看板等）を講じ、交通事故・交通渋滞等が生じないよう万全を期してください。

(4) 交通安全施設について

車両の出入りに対する安全対策として、施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示を設置してください。

(物流車出口を含む)

二 縦覧期間

令和二年三月十七日から令和二年四月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター